

ドイツ連邦共和国の職業・技術教育訓練に おける主な改革の歴史的文脈

村田 昭 治

A Study on Historical Context of Major Reform in Vocational Technical Education and Training in Germany Shoji MURATA

1 はじめに

OECDにおいては、産業技術・経済の変化に対応するためのプロジェクト(The Changing Role of Vocational and Technical Education and Training (VOTEC))を発足させ、各国の主要な改革の歴史的経緯を報告することとなった。各国の改革の歴史的経緯を概観し、その経験に学ぶことは、わが国の職業技術教育の改善にとっても意義あることと考える。このような観点にたってドイツのカントリーレポート(著者 Dr. Antonius Lipsmeier 職業教育・一般教育研究所)の概要を紹介する。レポートは、戦後のドイツの職業訓練、1970年代の改革論議、1980年半までの課題、1980年代の改革、などである。敗戦後の復興、経済大国への発展などヨーロッパの一つの柱であるドイツの改革の道に学ぶものも多いと考える。

2 戦後のドイツの職業訓練

ドイツ連邦共和国における職業・技術教育訓練の高度に分化したシステムは、後期中等教育の一部を構成している一方、前期中等教育としての一般教育と成人教育及び大学教育の中間に位する。他の多くの国々と比べるとこれらの分野は、はっきり分かれており、重なり合いは、

境界領域に限られている。成人教育を除けば、全ての部門における教育機関は、州の行政権限の下におかれており、その大部分は、公立の機関である。後期中等教育段階における職業・技術教育訓練を明らかにすることは、ドイツにおける特定な問題ではない。その理由は、ほとんど全てが養成職業教育訓練であるからであり、大学前の段階で実施されているからである。これがまさに真のデュアルシステムであり、大部分の職業教育は全日制の学校でおこなわれる。

(1) 職業・訓練法以前

ドイツの手工業、商業、技術職のための職業訓練は、長い歴史を有し、中世のギルドまで遡る。しかしながら、18世紀末に工業化が始まったにもかかわらず19世紀を通してスピードを増しながら続いてきた。職業訓練は、訓練内容と権利と責任とについて特殊な規制により管理されてきており、訓練の提供者と徒弟(訓練生)は、手工業に限られていた。生産人口の圧倒的多数は一次産業(農業)に属しており、実際は訓練に関わり適合した若者は少数派でしかも男性であった。

一世紀にわたるこの種の変化は、企業内における職業訓練は、職業学校への出席の義務づけによって補充された。この事は、主として政治的理由によっている。職業訓練は、市民のための青年の教育の目的をもつ。訓育的、方法論的

にみて以前にあった、継続教育学校（Fortbildungsschulen）の出席は、自主性にまかせるか地方の管理によるかであった。デュアルシステムによる職業教育訓練は、主要な法的枠組みなしの職業資格職得の形態として表れた。

(2) 第二次大戦後

ワイマール共和国の期間、一般教育の分野においても価値ありとされた二つの原則—

(a)教育政策は各州に責任があり、中央連邦政府から独立している。

(b) 多元的政策・行政・法律システムは、政治的でない社会的な力を教育政策の主要部門に強い影響を及ぼす。—

が職業教育訓練にひろがり、重要な成果をもたらした。

しかしながら、連合軍の軍事政権によってデュアルシステムをふくむ教育機関が設立され

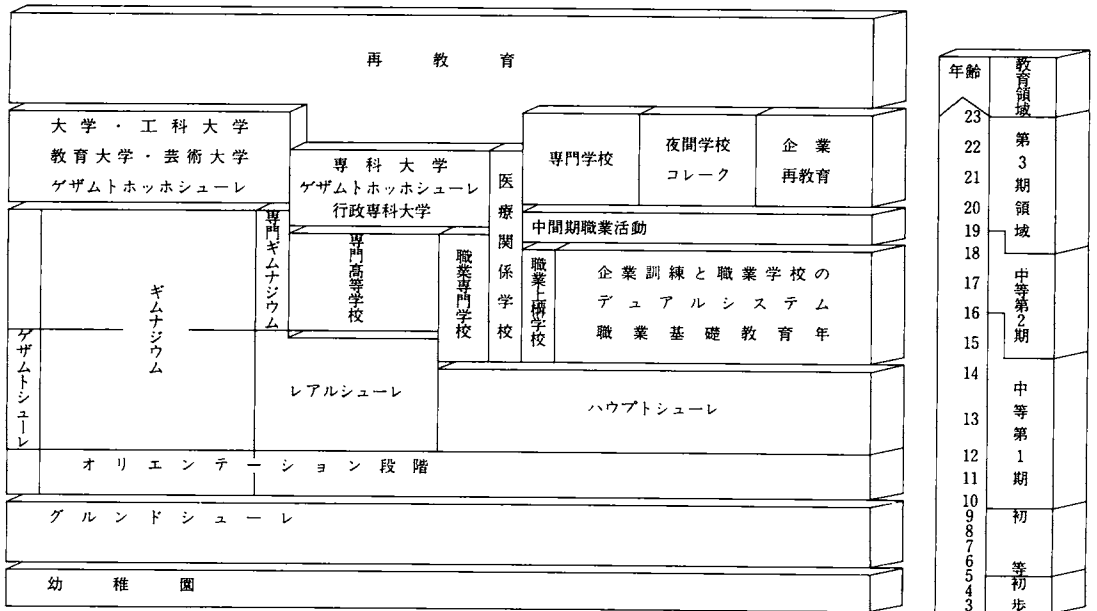
るべきかどうか、民主的再教育の課程で再現が認められるかどうか、かなりの疑問が提示された。

1971年 OECD においてさえもドイツの職業訓練システム（デュアルシステム）の現代性についての強い懸念が表明された。相対的に少数とはいえ、ドイツ自身からも批判が表明された。

しかしながら、全ての干渉や批判にも拘らず最終的にはデュアルシステムは、維持されてきた。それは、1969年の職業訓練法の成立を通して確固たるものとなった。

語るに値する職業訓練法は、職場における職業教育を管理し、各州が職業学校に責任をもつとする政策は、特に望ましい重要な政策として受け入れられた。例えば、主要な政党キリスト教民主党と社会民主党の両党の基礎的政策協定となっていた。正確には、手職を統なべる100年にわたる職業教育訓練の単一の法的枠組みを達

図1 ドイツ連邦の教育制度



成する熾烈な戦いであった(1869 Gewerbeordnung)。これらの続く対決は、立て役者雇用主、組合、州による争いであったことが立証された。

職業訓練法は、広汎な政治的多数派によって支持され、労組との折衷の案であったけれども満足には程遠く改革と言うより復古であった。彼らが欲し、強調し続けてきたことは、職業訓練の財政のための調整を総合的に統合していく法律の制定であった。

職業訓練法が、受け入れられる以前は、1967年に公聴会がもたれ、他の重要な問題が検討された。例えば、職業学校もこの法的規制下におかれるかどうか。しかし、教育政策の連邦主義の原則から憲法の改正が必要となろうし政治的に不可能であった。

職業訓練法は、詳細にわたる公的サービスなしに、手工業、商業、農業、家政などの職種の訓練にかかる徒弟(生徒)の全体についての法的管理について重視すべきであった。大部分のヨーロッパ諸国においては、徒弟制が制度として存在しており、広汎な職業的資格の中からいくつかの部門の活動や職種に限定されていた(1979. OECD, Hayes/Wheatle)。

3 1970年代の改革論議

政策的論議の観点から、1960年代は機会均等を達成するための勢力が注目されてきた。1964年、ジョージ・ピクトによって著された書物はこの議論における主要な役割を演じてきた。スプートニク・ショックの原因に対して、著者は連邦の教育的な失敗を予言した。彼の見解と予言を推し進める論拠は、他の工業化した国々との比較からである。社会民主党と自由党との連立内閣は、彼の警告について警戒した。1970年の教育報告は、他のヨーロッパ諸国より相対的によい状況であるという事例を示したことは教育政策を正当化する意味をもった。この政策は、初等前教育の出席率の向上のための公的歳

出の増加、高校卒のアbitゥアの合格率を高めること、大学生の率を増やすこと、生徒に対する教師の比率を高めることを基礎とし、最も重要な目的についてのみ述べた。

しかし、一方1960年代及び1970年代初頭における教育政策と具体的施策は、構造的、量的側面とがあり、論理的意味において多かれ少なかれ機会均等の要求を納得させることが目立った。1960年代末期から次第に教育訓練の質に関心が向いていき、それに続く数年はこの傾向が強くなってきた。この事は、訓練生の抗議運動にも影響された。この際、連邦政府は、勤労青年の不安と職業教育訓練に対する公的批判として理解されている雇用主団体によって1970年に発表された「行動計画」を断念しなかった。

(1) 職業教育訓練の質の向上

質の重視の考えと提案が表れたのは、なにかしら煮えきらないドイツ教育訓練委員会の勧告と専門家の意見(1954)から発している。

提言は、1964年における職業教育訓練システムに関する専門家の意見に関わるもので教育訓練に関する最初の一里塚であった。この報告書は最初にデュアルシステム概念を職業学校におけるパートタイムの通学と企業における訓練と紹介した。しかしながら、1960年代初期の提言は、多くが異なった関心のグループの代表を含む職業訓練が関わっており、単に法的議論だけでなく組織的施策も含んでいた。明かな技術的な変化(オートメーション)及び社会的な民主化の議論は、次第に構造的・本質的な改革(例1973ドイツ教育委員会, Stratmann/Schlösser 1990)に集中してきた。

これらの改革は、職業訓練法が受け入れられる前に発行された重要な教育政策の専門家会議であるドイツ教育審議会の職業教育訓練向上勧告に大きな示唆を与えたものであった。

これらの勧告は、将来の議論に影響を与える広い職業教育訓練の組織化により重要な基準や標準を確立した(ドイツ教育委員会 1969)。

これらの目標の若干は、訓練指導員の教育資格への要求と同様に、完成すべき適切に計画されたプログラムへの要求が明確な文書として今日読み取ることができる。

しかしながら、それらは、多様化する社会的関心との間で強烈な摩擦の種となった。と言うのは、職業教育訓練についての政策論議に新しい概念—若者に職業的成人性への準備をすること—が導入されたからである（事務局ノートによれば、この概念は、多分最良の訳語の「職業的市民性」は、職場において個人的・集団的責任を全うする能力を意味する。（1978, Lipsmeier)）。

この概念によって表される教育の目的は、伝統的目標の“Beruflich Tüchtigkeit” 職業的習熟に復古するのではなく補完することを意味する。

これらの新しい考えは、ドイツ教育審議会がイデオロギー的に偏向した訓練生についての勧告をしたと非難した雇用主の全国組織（例えばドイツ建築家協会 1969）を刺激した。

雇用主は、ドイツ教育審議会の要求は職業教育訓練においてすでに達成されており、その時点では（1960年代末から1970年代初頭）、実態についての実証的調査—例えば、職業訓練の実際の実習—が不足しているから肯定も否定もできないとしている。この事は、1970年代の初頭の偏りだけでなく、適切な研究結果では、職業教育訓練の欠点に光を当てる結果となり、ドイツ教育審議会が正当としてきた要求を固めた（1978, Lipsmeier）。

これらの実証的研究から生れた職業訓練への批判の拍車は、州の改革の陶酔感の真只中で相対的に実用主義的な「職業訓練のための行動計画」が職業訓練の進歩をねらいとして1973年11月、連邦政府が「職業訓練の改革に関する原則」のキーポイント（Grundsätze zur Neuordnung der beruflichen Bildung —Markierungspunkte）は、職業訓練法の改訂及び職業訓練に伴う改革に対する主要な貢献をねらいとした。

改革提言の基本的な側面は、職業教育訓練を通して州の責任と監督を向上発展させるとともに職業訓練の質的向上、企業と企業内の訓練センターにおける訓練の財政管理をねらいとした。

他方において、使用者は伝統的な産業法と因襲的な実習を主張し、職業訓練システムの礎石として変わらぬ自己責任と財政支援の原則を考慮した職業教育訓練における州の一層の干渉に強力に反対することを主張した。

しかしながら、1970年代初期における教育政策の議論は決して教育訓練に限定されたものではない。教育訓練は、議論の一部に過ぎず基本的には、計画的、分析的、な教育の専門家によりなる審議会や委員会である。ドイツ教育審議会は（1970、および1974年）の政策協調及び連邦と各州の教育計画委員会の総合的教育計画（Bildungsgesamtplan 1973）に影響を与えた。この時期において、これらの勧告は教育政策担当グループのかなりの注目を浴びた。詳細に述べないが二つの文書による二つの方向は、多かれ少なかれ明確な示唆と影響とを与えた。

第一は、職業教育を後期中等教育（中等教育レベルII期）の一部と考える考え方であり、一般教育と職業技術教育訓練の両者より組織上からの意見とより密接に関わるカリキュラム、訓育及び教育の観点から意見が述べられた。例えば、中等教育I期のレベルに職業前教育コース（Arbeitslehre）が設定され、中等教育レベルIIにおける制度上の統合と同様に、ノース・ラインとウエストファリアは1972年“Kolleg”の概念によって見直しを図って来たところである。第二は、フルタイムの職業学校（Berufsfachschulen）における継続教育に向いているデュアルシステムの職業訓練における優越性が弱体化（消滅ではない）してきた事であり、これはBLKのプロジェクトと提言を明らかに示している。

(2) 職業・技術教育訓練の基礎の拡張

この職業・技術教育訓練の質的向上によって顕著なことは、特定の活動や職業準備のためと受け取られていた狭い職業・技術教育訓練に打ち勝つために少なくとも継続的努力によって能力を身につけてきた（18世紀の実科学校の概念に逆戻り）ドイツの伝統によれば、職業訓練を終わったものは更なるOJTなしに彼の職業資格を取れるように練習すべきである。しかしながらこの事は訓練の期間を通して専門性を高めることを要求した。訓練の観点から望ましいかも知れない職業技術教育訓練を拡張することは訓練課程の途中までということになる。なぜなら、基礎的・一般的知識の構成は、職業訓練プログラムのはじめにおいて理解することは困難だからである。その代わりに基礎的職業教育（Berufs-grund Bildung）は、職業技術教育訓練の第一のステップとして行われる。

職業の概念（一つの職種の訓練によって理解する）は、前世紀においてすでに産業の合理化と職業的モビリティからの試練を受けて来た。1920年代に社会主義的職業教育論によって批判されてきた。この議論は、職業・技術教育訓練（Berufsausbildung）の概念についての疑問の拡大をもたらした。

合理化の第一の波と戦後における経済的危機の兆しは、すでに1950年代の後半に新しい合理的な“職業の概念”に根拠をもった職業技術教育訓練の新しい対応の必要性を示した。

一つの対応として、職業・技術教育訓練においてより一層教育的、組織的カリキュラムの計画、より一層の専門化の緩和を勧告した。こうした考え方を実効あらしめるために“基礎教育計画”（Grundbildungskonzept）、例えば、1950年代から1960年代の初期に“基礎モジュール”（例えば Brunswick plan）が開発された。この点についてはあまり詳しく述べられていない（1978, A. Lipsmeier）。

再訓練は1969年における職業訓練法によって

導入された基本的変化である。第一次として全ての職業訓練プログラムは基礎的職業・技術教育訓練を広く考える公的義務を確立した（第一条）。

これを完成し提供するためには、組織的枠組みが必要であり、引きつづき三つの施策のセットが開発され実施された。

- ・カリキュラム戦略 職業教育訓練の内容にかかわる職業技術教育訓練の内容にかかわる規制の（訓練の規約に関しては職業訓練法25条職業学校の教授細目）は、職業教育基礎年の原則にもとずき適切なコースと訓練内容の選択と順序など（特に職業技術教育訓練の第一年について）。
- ・再編成の戦略 1945年に900であったものを1970年に627、1990年に337種の職種に減少させた。この動きは、職業準備の広い概念（Grunde berufe 基礎的職種）と結び付いたか明確ではなく、産業技術的専門性は衰えたとは言えない。一例を挙げれば金属工業における職種の再編成では、42種から17の専門職の選択を伴う6種とした（1987年金属工業における改正職業訓練規則）。これとは対照的にモジュール訓練モデルは、職業訓練法によって別の目的を推進し、多くの職業訓練プログラムが奨励されたが1970年末期には事実上放棄されたままであった。
- ・法的戦略 職業教育基礎年（BVEY、デュアルまたは協同的形態、またはフルタイムの職業学校）の認定の規則は、徒弟制度の一部であり、訓練期間を合わせ引き伸ばすことは避ける（職業教育基礎年、職業実科学校の認定規則）。両方の規則は、1972年7月に取り入れられ、但し書に、とりわけ標準職種訓練における実務的職業訓練はカリキュラムが示され適用さるべきであった。同時に規制に含まれる訓練職種は、職業教育基礎年の認定にかかわる。1972年の全訓練職種の50%は11の職業分野に指定された。職業教育基礎年における教育訓練は一つの職業分野の全体をカバーし

なければならぬし、結果的に専門性を犠牲にしなければならなかった。

若干の雇用主が「訓練を禁ずる規則」と批判しながらも加入してきたのは、訓練生の配置数が不足したと感じたからであった。彼らは、主として実際の訓練の要素が余りにも限定されていることを批判し、過度な広さは、ある種の職業分野において必要な専門化を妨げていると論じた。規制を制定した政府は修正を余儀なくされた。1978年1月から実習部分の職業教育基礎年は異なる職種の特別な状況により規制され職業基礎年の実習は後ほど全ての訓練職種において増加した。更に加えて多数の職種においても職業基礎年の職種群においても11から13に増加した。ある分野においては産業の専門化の需要に対して最小限応えるために異なった選択分野に分化した。

職業教育基礎年をめぐる論争は、1970年代の半ばに一層激しいものとなった。その際、いくつかの州では、徒弟制度の規制の最初の年とする事が一般化した。この文脈において雇主の主張に反し難しかったことは、1978年に改正されたにもかかわらず、専門性の観点から引きつづき問題が残った。しかしながら他の議論は、例えば職業教育基礎年を修了したもの（またはデュアルシステムの全日制の職業学校、職業実科学校の1年生）は、1年間の徒弟より職業的進歩が少なかったと言うことは根拠のないことが実証的に明らかにされた。そこで生じた疑問は雇用主の予約が職業基礎年（全日制職業学校）を認めることに反対するのは、基本的にデュアルシステムから離れるための自分達の影響力の範囲での彼らの「強制的緩和」の手段であった。1970年代の末の高い若年失業率と訓練の場の不足について連邦政府は、この問題領域だけではなく雇用主の関心と合致を図るため長い道のりを進まなければならないことを感じていた。

(3) 職業訓練の資金作り

同様に、職業訓練の資金作りに関する議論が

展開された。職業訓練の資金作りに関する議論は1969年後の職業訓練法の改正の意図の繰り返し文脈において大きな頼みの綱となった。このように資金の問題は1964年のドイツ教育審議会の「企業内における訓練費用の再配分」にかかわる「徒弟制度に関する勧告提言」は引続き1973年の連邦政府の主要な問題となった。

この再配分は、他の企業の訓練努力から恩恵を受ける事について押し付けられる徴税の手段が職業訓練の質の向上を意味し、学習の場としての企業の重点的保全を確実なものにし、かかるデュアルシステムの再生・向上をもたらした。

これらの提言は、独立した「職業訓練の費用と資金についての専門委員会」によって支持された。そのレポートは1975年に作成され「職業訓練の質のための最小基準」は多くの企業が彼らの訓練活動を捨てざるを得ないことを極めて明確に示した。この事は、社会的政策手段として、労働市場に後年参加する世代について無防備のように見える。そこで専門委員会は企業の支払い総賃金の1%の徴集によって職業訓練の資金とすることを提言した。

訓練の場の縮小により生じた変化は経済の下降にも結び付いた。連邦議会は、1974年6月、熱のこもった討論が、対立するキリスト教民主党とキリスト教社会党により行われ「職業教育の改革と職業訓練の現代化」が提案された。討論は、キリスト教民主党とキリスト教社会党の拮抗する関心に集中した。少なくとも職業訓練の資金に関わっており、雇用主側は一層周到に、一方労働者側にはドイツ社会民主党が同情を示した。1969年職業訓練法が受け入れられた時とは異なり合意は得られなかった。1975年職業訓練法の新草案は下院を通過しなかった。ドイツ雇用主協会は、社会民主党、自由党は、政府に「まやかしの改革」の烙印をおした。彼らは1969年の法に最も固執した。少しの補修を伴うアルバイトであっても資金の如何なる規制を含める事を拒否する。それらは彼らの領域に影響が及び、自治の原理を脅威と見ていた。

他方、労働組合は、資金の調達を含む職業訓練の法的枠組みにおける深く突っ込んだ議論を重ねた。1976年更に突っ込んだ案が続いた。総合的な改革の意図が弱められたにもかかわらずより高い質の訓練の場を確保するため、社会民主党 SPD と自由党 FDP は1976年の資金法を通して連携した。職業訓練ポスト促進法 *Ausbildungs-Platzforderungs Gesetz* は以前に意図された改革の目的の他の全てを脱ぎ捨てた。しかしながら、新法によって意図された徴税の選択制は決して取り上げられなかった。1980年12月連邦裁判所によって免除の宣言が為された。と言うのは、州政府の承諾が必要であろうし、1976年において議会における政治的優位を保持することがなかったからである。

後に1981年12月州政府が職業訓練法を認めた。1969年の職業訓練法適用の継続を保証することにより連邦職業訓練制度の確かな歩みの下に新しい法制が制定され、職業技術教育訓練のプログラムの法的枠組みが用意され、職業訓練の統計が年度毎に発表された。多くの基本的観点からこの新法は不運な職業訓練ポスト促進法に源を発しているが職業訓練の資金に関する条項は含まれていなかった。1970年代における職業訓練にたいしての討議において異議を唱える提案はこのような撤退であったし再び議題に上ることはなかった。そして訓練ポストの市場は、1980年代の後半にそのバランスを回復した。ある部門においては、これらの枯抗や争いは特に訓練費用を企業間で分担し合う建築産業において資金調達を妨げていないことを付け加えるべきであろうし、これらの調整は、雇用主と労働組合との集団的な合意によっていることを付け加えるべきであろう。

1970年代の波乱に満ちた10年間の物語の結論は次のように概括される。

- ・新しい職業・技術教育訓練の目的
- ・職業・技術教育訓練の質
- ・デュアルシステムの安定性
- ・基礎的職業技術教育訓練の導入（単に職業教

育基礎年の制度だけでなく、職業技術教育訓練の一貫した原則の確立)

しかしながら、いま述べた相対立する意見の影で重要な討議や開発が進められたことも指摘すべきであろう。1970年代に取られた多様な具体的政策から提示するに値する一層詳細な施策が生ずる。

(4) 訓練指導員の資質向上

フルタイムの指導員及び約50万人のパートタイムの徒弟訓練生の専門的スキルと教育的資格の向上を図るために1969年の訓練法に引き続く多くの特別な施策が講じられた。訓練市場における非常に強力な需要の観点から訓練の場のための大きな圧力を避けるため（もはや1970年半ばのような満足すべき状況にない）及び雇用主の主張から指導員のための資格要件にかかわる規制はいくつかの点で緩やかになった。

移行準備は、指導員試験から数年にわたる訓練の経験、正式の資格に限定されない人々へ拡大した。これらの特別な施策と対照的に職業資格の正規の格上げと継続的能力開発は、本人個人に任される。この文脈から、マイスターの資格をもっている主流のフルタイムの指導員または中級レベルのテクニシャンの資格への関心が喚起されてきている。

(5) 学校に基礎をおく教育訓練と企業に基礎をおく教育訓練の調整の制度化

ドイツにおけるデュアルシステムの職業訓練の性格の一つは、少なくとも二つの場において（通常は企業と学校または訓練センター）行われているという事実である。この事は異なる状況における学習とを調和させることを必要とする。1969年の職業訓練法が施行されて以来、訓練が企業に於て提供されるだけで、調和の問題が解決されていない。そこで連邦政府が企業の訓練に基礎をおく職業訓練だけの能力と州の文部省傘下の学校における職業教育との間の合意が必要であり、実施される教育と訓練とのプロ

グラムの調整のためのレイアウトが必要となる。この合意は、1972年の合同声明に到達する。1979年初めての調整手順が連邦職業訓練研究所の指導課の決定を通して更に改善された。合意された交渉のパターンが紹介され、管理委員会に代表を送っている。各部門間において訓練の規制についての条項が受け入れるかまたは少なくとも最終的な合意に至っていないなければならない。管理委員会委員は、社会的パートナー、連邦政府、州の代表よりなり次の様なパターンを含んでいる。

- ・いわゆる「コンセンサスの原理」とよばれる。連邦教育科学省は、社会的パートナーが合意に達したときのみ特定の職種のための訓練規制を取り入れる。
- ・エキスパートのレギュラーとしての参加、産業界の代表、多様な協会、学校、が訓練規約を起草する。

(6) 企業内訓練センターの設立と発展

職業訓練法の下、企業内において提供される訓練はたとえ全体のプログラムが訓練規定によりカバーされるとしても外部における訓練が不足している。例えば、企業内訓練センターまたは他の会社（訓練連合 Ausbildungs Verbund）

を通じることにより適切とされている。この事は特に中小企業にとって大切である（第三の学習の場 Dritter Lernort）例えば、企業内訓練センターは1970年より次第に発展してきた。これに加えてかかるセンターのような補完的職業・技術教育訓練の他のサービスとして成人のための再訓練、継続訓練が提供される事になった。特に1974年以降、連邦政府が企業内訓練センターの早急な発展に力を入れてきた。なぜならば、訓練の場の不足が拡大していたからである。1988年8月のドイツ政府の決定は、1989年の連邦議会の決定を通してこれら企業内訓練センターの公的支援を拡大し、企業の資金の上乗せとされた。かかる政策の確立は、中小企業や連合体にとって望ましい戦略と受け取られた。連邦の古い州の77,000の施設の目的は達成され、新しい州にも同様に導入される。

(7) 全日制の職業高校の発展

全日制の職業高校はすでに存在していたが、戦前のドイツ及び連邦においては、それらは商業や家政に関する若干の内容に限って残っており、目立たない存在であった。この種の教育は1950年から重要性をまし、1970年代から次のような発展をしてきた。

図2 デュアルシステム教育訓練の概要

企業内訓練	職業訓練法と職種コード	訓練規則	職業訓練契約	訓練担当部課係	指導者	訓練を実施する会社
訓練局	法的基礎			助言監督	訓練担当者	財源負担
	全体としての訓練	職業のための訓練	訓練の位置づけ			
学校内訓練	連邦学校教育法	教授細目	職業学校への通学義務パートタイム	地域当局他の役所	職業学校教員	連邦と地方自治体

- ・職業・技術教育訓練の準備としての拡大（職業準備年）と全日制の職業高校の補助的訓練（職業基礎）
- ・オルタネイティブ全日制の職業高校（2年の職業学校特に商業分野）またはデュアルシステムの訓練または同等の（数は少ないが3年の職業学校）
- ・全日制の中堅職業訓練学校例えばアシスタント・テクニシャン（2-3年の職業学校 Berufsfach Schule Berufskolleg）
- ・全日制の職業学への通学校（ある時には夜学）いわゆる第二の教育コースと呼ばれる（Zuweiter Bildungs Weg）9-10年の一般教育（Hauptschule 基幹学校）

これらの提供される一連の施策は後の資格制度と結び付き、資格の登録に結び付くであろう。Fachhochschulenこのような進学準備的な全日制の学校は中等学校のBerufsaufbauschulenまたは高校のFachober Schulen又は職業コレグとよばれる。州によってはBerufliches GymnasiumまたはBerufsober schuleと異なった名称でよばれる。

総括すれば、職業訓練にかかわる法律と政策は、1970年代の末までに雇用及び社会政策よりむしろ産業政策を反映した。ただ、近年の傾向は、職業訓練法は、教育システムの法的な枠組みの一部として示す傾向がある。我々は、最後の章において継続教育との関係についてこの問題を取上げる。

4 1980年代半ばまでの職業訓練における主要因としての訓練の場としての訓練の場の不足と若年失業

ベビー・ブーマー世代（110万人のこどもが1964年に生まれた）に関係ある政治問題は、1960年代後半には予見できた問題であった。

1970年代の半ばから訓練の場の強い需要がおきてきた。この需要に対して一般教育システム（例えばギムナジウムへの取り込み）、アビトゥ

ア保持の卒業生の増大により適合できないばかりか全日制の職業学校をもってしても追いつかなかった。

そこで訓練の場の十分な数力増加を達成するための公的な奨励策の創出が必要となった。しかしながら、それはそんなに長期にわたる危険な問題ではなく、雇用主からの視点から職業訓練の場の数を増加させる効果があると受けとられた。他の要因と施策により徴税や資金の面から見て将来の財政規制が予想された。

第一にキリスト教民主党、キリスト教社会党、ドイツ自由民主党が連合して雇用主に対して劇的なアピールを行い、それは大衆によく理解された。

第二に連邦政府は職業教育訓練の責任は、自助活動の原則の結果として雇用主の公的な義務にかかわると考えており、法律にもとづく意図であったが失敗におわった（Kittner 1982, Ossenbuhle 1985）。

次の施策を通した支援により、産業は職業教育訓練の収容能力を実際を増加することを続けた。

- ・公的資金がいろいろなプログラム（例えば不出来な生徒用）にむけられた。全日制の職業学校の拡大が認められた。
- ・追加の訓練の場の創出のための奨励金が直接に助成された。
- ・法的改正が訓練についての制約の緩和をもたらした。（指導員の資格要件の変更や若年労働保護法等）

教育政策立案者は、経済的な不況及び学校、職業訓練及び労働市場に吸集さるべき例を見ない大きな若年人口の出現との両者に起因する深刻な問題に直面した。職業訓練にかかわる限り、問題の大きさは、1974年と1984年の間では企業における訓練の場の需要は引続き増大し（47万人から76.2万人に65%増）訓練の場は1984年から1985年の1年間に5%補強された。1976年の訓練職場向上法による補強は12.5%に過ぎず、若者は驚異的選択をせまられた。ピーク時にお

いて13万人の訓練の場の不足があった。

ドイツ連邦労働組合（DGB）は自分たちの計算から訓練の場の不足は最大限32.6万と試算した。1984年の後は明確に需要は減少し1990年代の初頭には企業内での訓練の場は需要に対して明らかに超過している。

かなりの公的批判が生まれ、単に数的な不足だけでなく危険率5%で最大限2倍の構造的ミスマッチであった（Dams 1973）。

第一に多くの若者は彼等が欲する職業のための訓練が受けられなかった。多くは、個人的に魅力をもつ職業ではない訓練にむけられるか又は労働市場や経済政策上必要としない職業訓練にむけられた。かかるプログラムはドロップアウトの発生を引きおこし、再訓練の必要性を増大させた。それ以外の場合は意図しない失業にさえ見舞われた。

第2は、地域や性別による職業訓練の場が注目された。機会均等の強調と憲法が求める生活水準に対比されるドイツ憲法の精神に秘められた問題であった。

これらは、主として女性の訓練における訓練機会のボトルネックの影響であり、その学習の困難性や外国の青年などハンディを負った人々であった。

5 1980年代の挑戦と対応

上述のような1970年代の主要な諸政策に関する提言や開発は、1980年代にも引続き適切なものであった。例えば、

- ・教育訓練の質を維持すること
- ・雇用制度の変化に対して職業訓練の責任を量的・質的に達成すること
- ・デュアルシステムにおける訓練と全日制の学校の適合
- ・基礎的職業訓練の概念の更なる発展（すべての職種に成果を導入する）
- ・学習の困難な人々、若い外国人、東欧の人々、移民等に対する特別な施策

他の諸問題 財源の提供のような未解決の問題はもはや、単なる行動計画にとどまらない。その代りに、次のような問題点について、関心を強めるかあるいは実際に1980年代の初期に出現した問題に関心が集まった。

それらの項目について以下に示す。

- ・継続教育と成人勤労者の訓練
- ・資格施策（Qualifizierungs offensive）
- ・新しい情報通信技術に対する養成訓練と継続教育訓練の対応
- ・青年と成人のための職業教育訓練における革新的学習過程の推進

(1) 成人のための継続教育訓練の発展

1960年代以来、一方に養成職業教育訓練を、他方に成人の職業準備訓練と結びつく勤労者の継続教育の間の一層緊密な連携を図るべく努力してきた。これを達成するため、中等教育及び職業訓練における教育過程は、1976年の継続教育の発展についてのユネスコの勧告の示唆を受け1969年、職業訓練法は、職業教育訓練の法的枠組において、職業教育の成人教育分野を含む継続教育訓練に対し若干の刺激を与えることとなった。この年に主としてこの分野において経済的に技術的進歩と雇用システムに必然的に必要となる一層高度で異った資格のための次に示すような拡大が見られた。

養成訓練と継続教育訓練の両者の資格と資格証明書に関わる規制についての革新は、連邦政府と議会のレベルで強化された（リップス・マイヤー、1990）。

連邦政府は、工芸職（連邦によってすべてコントロールされている）のマイスターの資格要件の強化を特に主張した。業界のある分野のために、他の分野と同様に政府の規制は職種の新訓練（2つのみ）及び指導員の養成訓練の職場によってカバーした。

過去20年間にわたる継続教育訓練の参加数の増加は、特に実科学校（Fachschulen）におけるテクニシヤンの訓練又は企業における継続教育

の両者において顕著であり、職業に関する通信教育においても参加者が増加した（Kuwan. H 他，継続教育に関する報告）。

参加者数、施設・機関に関する施策、継続教育・訓練の発達の強化の方向は1990年まで継続する。それは、1987年の終りに連邦教育科学省によって設定された「継続教育訓練のための協調行動（KAW）」によって促進されたことが明らかである。特に新しい連邦における各州の強力な需要に応えるために、継続教育訓練、社会・労働市場政策の重要な側面として引継がれると思われる。教育訓練における継続教育訓練の拡大は、養成訓練の相対的な比重を少々低くすることは例外的なこととは思われない。

(2) 資格制度の施策

継続教育と訓練とは密接に関係しているが、特に失業の問題に関しては、資格制度の施策は1986年連邦政府が打ち出した社会のパートナーと一緒に訓練施策の一部であり、労働市場における活動に包含される。資格制度の施策の枠組において、雇用者の意欲が、失業している訓練生に及んで協同施設としての企業内訓練センターにおいて、より一層実際の訓練を実施することにあることを述べている。資格制度の施策のために必要な資金の大部分は、1969年の雇用促進法（AFG）に基づき連邦労働局からの支給であり、資金繰りのために要求される手当ては、質の基準を連邦職業研究所（BIBB）と連邦労働局とによって決定された基準に従わなければならない。資格制度の施策は大きく雇用促進政策に吸集されてきた。

(3) 養成基礎職業教育訓練と継続教育訓練における新しい情報通信技術への対応

国際競争力と地域市場の状況は、それぞれの工業国の会社の規模の拡大に技術革新を導入せざるを得ない状況にしている。過去20年間、新しい情報・通信技術は、どんどんと経済の各部門、工業、商業、サービス等の職業分野に浸透

してきた。それらは、また農業や健康部門にも見られるようになってきた。そこで企業は、生産財やサービスにおける技術の発達・革新、労働組織と労働者の質に関する新しいタイプの問題解決に直面することとなった。

この点に関して、養成訓練及び継続訓練の相対的な地位を考えると継続教育訓練の枠組において最も急速な技術的な変化が起きていること、引続いて、大学や大企業の研究・実験室における開発と革新が起きていることに注目させられる。

継続教育は最も早急にこれらの変化に対応しなければならない。組織的、財政的な状況は、養成職業教育訓練よりも一層変化しやすく準備されるとともにカリキュラムにおいても柔軟でなければならない。

養成職業教育訓練において技術的变化が起きたのは、1980年代連邦においてでだけでなく、限られた間に非常に強力にあらゆる規模の機関にわたっている。

主な部門における近代化は、

- ・職業学校の教師、職場の指導員のための継続教育訓練
- ・職業学校及び訓練機関の施設々備（コンピュータ室、コンピュータ制御機械（CNC）、CAD施設）の装備
- ・学校における教授細目及び企業における訓練規則の改正（特に、産業・技術職員に関する法規）

1983年に打ちだされたモデルの実験シリーズによる新しい職業教育訓練について連邦政府はこの開発に貢献するための努力を早期に実施した。新しい情報通信技術を養成教育訓練及び継続教育訓練に導入し大々的に目的達成を図ろうとしたということが出来る。時代に合致した将来の発展を維持するための施策を継続する必要がある。

(4) 青年及び成人のための職業教育訓練における学習過程の革新

新技術と資格制度との関係において労働組織の見なおしの結果として、労働の分化の減少、チームワークの再興が認められた。職業教育訓練は、教授法や方法論のアプローチに関して触れることなしには生き残りはむずかしい。永い間、教育部門では、伝統的方法として四段階法（動機づけ、呈示、模倣、練習）を続けてきた。しかし、1970年代において突如かかるアプローチに対して疑問が提出され引続き変革が図られている。しかしそれは、雇用システムの一つの変化に原因のある進行中の不確実性に対してあまりにも単純に図式化しすぎているかも知れない。民主化の社会的過程は、一般教育、職業教育訓練に特に影響を与え、方法・組織・教育の過程の内容について示唆が必要であるばかりでなく、教師と生徒、訓練指導員と訓練生との新しい関係の模索も必要である。

近年の連邦における職業の学習の新指向の主要な二つの側面は次のように表現できる。

- ・教授＝学習の統合的な方法、理論と実習の統合、一般教育と職業教育の統合を活かす（連邦教育科学省、1982、1986）
- ・学習の状況における自由度の増大、学習者自身による主体性の拡大（連邦教育科学省、1982、1986）

具体的な改革は、すでに1970年代にはじまりプロジェクトに基礎におく学習モデルの学習又は、プロジェクト中心の訓練の考え方の浸透である。最もよく知られた例は、蒸気機関プロジェクトで、大きな自動車工場で実施されてきた。

それ以来、特に1980年代には、多くの変化と新しい施策、キーテスト法（Leittextmethode）等（Schmit Hackenberg 他、1989、教育科学省、Betriebliche Weiterbildung、1990）。それらはいずれも多かれ少なかれ三つの能力、①専門化した職業的能力、②方法論に関する能力、③社会的能力に関係する。又基本的資格、実践的能力、

特別な機能的な資格のような概念としての輪郭が描かれていた能力の組合せである。資格に関して金属関係職種の新しい訓練規則（1987）は訓練生に自律的に計画し、自分の仕事の実施をセルフコントロールできるようにする新しい条項（understanding）を含んでいる。養成職業教育訓練の質は疑いもなく継続教育訓練においても同等に適用される。

7 結 論

1980年代における若者と成人のための職業教育訓練における主要な挑戦と応答は、緊急の調査に基づいてなされた。

特にこの傾向は、前述のコースの他の側面、諸々のテーマと問題であった四つのテーマについて詳細に述べてきた。このことは、職業教育訓練の確立について学問的な研究（1980年代から又はドイツ研究会1990年）において、養成教育訓練及び継続職業教育における環境教育の導入が述べられている。

1990年代は特に新しい施策と改革の必要をもたらすと思われる。

注目すべき点としては、

- ・連邦新加入5州における職業資格の整備
- ・単に1992—1993にかけてヨーロッパ社会の建設にかかる一里塚となるだけでなく「ヨーロッパのための学習」が次第に職業教育訓練において重要な要点となることが予想される。
- ・1980年代の半ばからの職業学校のための教師不足の傾向は、もし適切な処置がとられないとすれば、大変恐るべき問題となろう。
- ・しかしながら職業教育訓練のシステムにおける主要な転換は起きてくる模様でもなく、必須のものたるべきものとしても出現していない。

OECD 諸国の中で、デュアルシステムを中心としての教育訓練が整備し、若年失業が比較的低いグループドイツにおいても、さまざまな問

題があったことが理解される。

デュアルシステムにおける雇用主側と政策担当部局の考え方の違い、人口動態によって予想される事態への対応、技術革新に対応する養成教育訓練と継続教育訓練等課題も少くない。

一方、わが国における職業教育訓練は訓練可能性の伸長をめざす職業教育は正しい方向とはいえ、約73%を占める高校普通課程における職業技術教育が欠落ないし脆弱であり、労働力不足、売手市場を理由に放置できない重要な課題となっている。

参考文献

- 1 中嶋博, 仙崎武 (1982), *世界の教育・西ドイツの項* 東京: 福村書店.
- 2 細谷俊夫 (1978), *技術教育概論*, 第1部5章(4)88—東京: 東大出版.
- 3 寺田盛紀 (1990), *諸外国の技術教育の概況—西ドイツ—技術科教育の歴史と展望* (鈴木・村田他編) 所収(4)—111 東京: ニチブン.
- 4 寺田盛紀 (1989), *職業教育における公的規制と経済の自治—1976年の西ドイツ職業訓練ポスト供給促進法をめぐる—* 金沢大学教育学部紀要 教育科学編(88)—179 金沢.
- 5 Antonius Lipsmeier (1991). *The Changing Role of Vocational Technical Education and Training: The Historical Context of VOTEC in Germany Major Reform and Debates*. OECD. Paris.
- 6 Carl Duisberg Gesellschaft (1983). *Vocational Training—investment for the future: The dual Trains System in the Federal Republic of Germany*, Köln.
- 7 寺田盛紀 (1990), *デュアルシステム職業教育の改革動向—西ドイツ各州の比較研究—*, 金沢大学教育学部紀要 教育科学編(89)—221 金沢.
- 8 西尾幹二 (1983), *日本の教育ドイツの教育*, 東京: 新朝社.
- 9 今井重孝 (1990), *中等教育の類型的把握の試み—一日: 米, 英, 西独, 仏* 教育社会学研究(46) 東京